

# ビタミンM

NO.65  
～1枚5分で1ヶ月の経営に効く～(平成29年10月号)

＜今月のトピックス＞

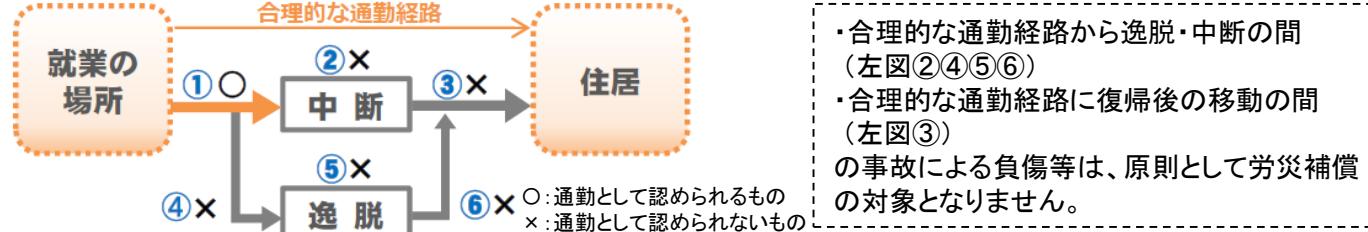
- ・労災保険と通勤災害
- ・産前産後休業と社会保険について



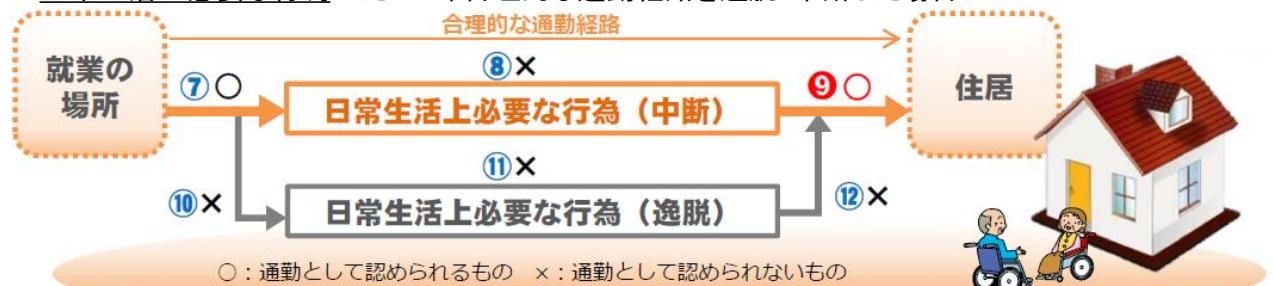
## 労災保険と通勤災害

労災保険では業務上の災害だけでなく、通勤中の事故による負傷、疾病、障害または死亡まで通勤災害として労災補償の対象となります。下記のような場合は特別な決まりがあります。

### 1. 合理的な経路を逸脱・中断した場合



### 2. 日常生活上必要な行為のために、合理的な通勤経路を逸脱・中断した場合



※日常生活上必要な行為とは、以下のものを指します。

- (1)日用品の購入や、これに準ずる行為
- (2)病院や診療所において、診察または治療を受ける行為や、これに準ずる行為
- (3)要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母並びに同居し、かつ、扶養している孫、祖父母および兄弟姉妹の介護（継続的に、または反復して行われるものに限ります。）など



## 産前産後休業と社会保険について

出産を控えた女性職員がいます。出産に関する社会保険制度について教えてくれませんか？



産前42日（多胎妊娠の場合98日）と産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事していない期間は、事業主の申出により、健康保険料と厚生年金保険料が事業主分、被保険者分共に免除されます。



なるほど。保険料の免除申出を忘れないようにしないといけませんね。  
休暇中は、給与不支給なのですが、何か補助金のようなものにはありますか？



健康保険から出産手当金が支給されます。これは、出産日前42日目（多胎妊娠の場合は98日）から出産日の翌日以降56日までの範囲内で、仕事を休みまた、給与の支払いがなかった期間支給されます。



1日あたりの支給金額は、原則として支給開始日の以前12ヶ月間の各標準報酬月額を平均した額÷30日×2/3です。また、出産により1児につき42万円が出産育児一時金として支給されます。



ありがとうございました。  
出産を控え本人が不安になっているかもしれません。  
産前休暇前に説明して、安心させてあげたいと思います。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であつたこと及び誤植があつたことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ 「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kcr@nkgr.co.jp」に＜事業所名・お名前・メール配信希望＞をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報を届けいたします。

お気軽にお質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営

〒561-8510

大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル  
発行責任者：社会保険労務士 岩田健  
執筆担当者：社会保険労務士 児島和成

TEL: 06-6868-1193  
FAX: 06-6862-4662  
Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: H29.9.19  
**NK-GROUP**

イラスト協力: WANPUG